

## 鳥取県告示第43号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年1月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
有限会社ポエム	鳥取市松原594-2	デイサービスセンター大覚寺もみじ庵	鳥取市大覚寺187-36	通所介護	平成23年1月1日
有限会社しんせい	鳥取市吉方温泉一丁目455	小規模多機能型居宅介護事業所ふくべ友和苑	鳥取市福部町湯山967-3	小規模多機能型居宅介護	〃

### 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
有限会社ポエム	鳥取市松原594-2	デイサービスセンター大覚寺もみじ庵	鳥取市大覚寺187-36	介護予防通所介護	平成23年1月1日
有限会社しんせい	鳥取市吉方温泉一丁目455	小規模多機能型居宅介護事業所ふくべ友和苑	鳥取市福部町湯山967-3	介護予防小規模多機能型居宅介護	〃